

第2版はしがき

本書は、大学において初めて刑事訴訟法を学ぼうとする初学者を対象としている、という初版の趣旨は第2版でもそのまま維持されている。したがって、刑事手続を構成する各段階の基本的な原則を骨太に説明することに主眼が置かれている、という点にも変更は全くない（初版「はしがき」参照）。

初版刊行とほぼ同時期に始まった裁判員制度は、2004年の刑事司法改革の一環として検察審査会（以下、「検審」という）の「起訴相当」議決に一定の条件で拘束力が付与された制度（以下、「強制起訴」制度という）とともに、この間、刑事司法に大きな変化を生み出しつつある。その変化を一言で表せば、「公判中心主義」の実現ということになろうか。刑事司法への市民参加が当事者主義に基づく「公判中心主義」の実現に結びつくのであれば、両制度に反対する理由はない筈と思われる。ところが、刑事司法への国民参加（本書第1章IV 2（2）参照）に対しては、それが「立憲主義・自由主義と強い緊張関係に立つ。国民主権論で司法への国民参加を基礎づけることは適切でない」という観点から原則的な批判が提起されてきた。裁判員制度であれ検審の「強制起訴」制度であれ、素人参加は「専門職という資格に由来する正統性を持たない」というのである。とりわけ、検審の「強制起訴」制度に基づいて起訴された8事件のうち、3件が第一審で無罪とされ、また、公訴時効の完成を理由に免訴を言い渡された事件もあったことによって、刑事司法への国民参加の意義に疑惑が生じている。しかしながら、2011年5月に那覇検察審査会が米軍属の構成員による自動車運転過失致死事件に係る検察官の不起訴処分につき「起訴相当」という議決を行い、その後、（検審の議決の拘束力が生じていないにもかかわらず）那覇地検が同事件を起訴した事件にみられるように、訴追の段階への市民参加は従来の「高度の有罪の見込みを要求する検察官の起訴基準」に変化を生み出しつつある。それがひいては公判の活性化（公判中心主義の実現）に資するのであれば（拙稿「国民の司法参加と民主主義——検察審査会による『強制起訴』議決を契機として」『[村井敏邦先生古稀記念論文集] 人権の法学』（日本評論社、2012年）425頁参照）、

検審に「民主的正統性」を付与することは十分可能であろう。

ともあれ、第2版では、電磁的記録の検索・差押えや公訴時効制度の法改正等に触れるとともに、この間の判例についても初学者の学習上重要なものを取り上げたほか、統計数値を最新のものに差し替えた。

昨今の出版事情の困難な折、今回の改訂の機会を与えて頂いた法律文化社の田嶋純子社長、そして今回の改訂作業を担当して頂いた同社編集部の掛川直之氏に心より感謝を申し上げる。

2013年4月

執筆者を代表して 福井 厚